



議案第七十八号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部  
改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規  
定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

五〇〇〇〇円	八〇〇〇〇円	一一〇〇〇〇円	一六〇〇〇〇円	二〇〇〇〇〇円
四五〇〇〇	七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	一八〇〇〇〇
四〇〇〇〇	六〇〇〇〇	九〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	一六〇〇〇〇
三五〇〇〇	五五〇〇〇	八〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
三〇〇〇〇	五〇〇〇〇	七五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇

を



六〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円	一四〇〇〇〇円	二二〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇円
五五〇〇〇	八五〇〇〇	一三〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	二五〇〇〇〇
五〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	二四〇〇〇〇
四五〇〇〇	六五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二一〇〇〇〇
四〇〇〇〇	六〇〇〇〇	九〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一七〇〇〇〇

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和五十一年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和五十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。